

て千五百五十八万八千円、中学校費では一中に設置する教
材用雨量計等の備品購入費で五十万円、以上の教育費の
合計が千六百八万八千円の補正であります。予備費におき
百六十四万六千円を補正しようとするものである。――、このよう
説明が理事者側よりなされ、次で各委員から答へた
質疑がかわされわけであります。その主な質疑応答の
内容を申し上げますと、歳入関係では、入院助産措置
の四十六年度精算金が計上されてゐるが四十六年度実績
はどうか。財産収入の十六万円の内容を聞きたい。
本年度貯水槽設置を五基に予定してゐるが、設置場所
はどこか。また歳出関係では、空地の草刈りは昨期的に
遅いのではないか。枯れ草とわづらは焼却してはどうかより
効果的でありまた経済的ではないか。第六小学校増築
費の合計はどのくらいになるのか。文部及び防衛の補助金
の内容をふ聞きたい。等の質疑がなされ各課長
から次のような答へがありまゝである。

入院助産措置費の四十六年度実績は精算願からいふとと延
措置人員が五人、二十三万四千二百十二円、これに対する国の認定
額が本人負担額を差し引いた十九万七千四百十二円、これの十分の八
、十五万七千九百二十九円、その内四十六年度で九万九千四百一十一円が
交付されてあり、残り五万八千四百二十一円が昭和四十七年度交付
となる。――、財産収入の十六万円は熊野橋から永田地区を通
り新橋の新道に至る市道三三七号線を昭和三十五年頃松
張工事が施行された時点に旧道の一部が設楽貞一氏の敷
地内約三坪ほどあり、この払い下げ申請が出されてゐたが、これ
を評価額八万円の七割五万六千円として三坪計上したわ
けです。貯水池五基は、熊川、武蔵野、牛浜、原ヶ谷戸
、本町に各一基ずつ設置する予定であります。草刈りにつ
いては、多摩河原区画整理内の市有地が五月頃、仮換地指
定がされ、集約された関係で昨期的に遅くなったが、焼却につ
いては水利や延焼の危険等を考へ薬剤配布を一万六千平方
メートル、平方メートル当り二十五円として二十六万五千円の委託



料を計上した。来年度からは早目に行ないたいと思う。第
二小学校の増築工事関係については、工事面積千三百
十一平方メートルの工事として当初予算で九百五十万円を計
上し、今回の補正が千四百六十五万円合計二千四百十五万円
となりあります。またこの工事費の文部補助は今回八百
八十三万五千円の補正で当初予算において百八十万円を計
上してその合計一千六十三万五千円、防衛補助は総額二
千二百六十七万一千円が内定しており、当初予算で八百五十
五万円を計上してその差額千四百十二万一千円を今回
補正にまいりました。

以上のような答弁があり、また委員から事務服購入については
、着服するよう指示徹底しデザインも時代に即応してものを考
えていただきたい。——、その意見が出された後次う、本案に
ついておはかりいたしよろしく。全員異議なく原案のとおり
可決すべきものと決定いたしました。

よろしく慎重に審議のうえ委員会報告のとおりご決定

議長

下されるようお願いいたしまして報告を終ります。
(末次性男君) 次に建設委員長 高波忠君

(建設委員長 高波忠君登壇)

建設委員長 (高波忠君) ご指名をいただきまして審査報

告をいただきます。

(議案審査報告調読) 別添参照

なお本案の審査について補足説明を申し上げます。

本案の審査に先立って現地を視察し建設、都市計画
課合同審査として、担当課長の説明を求めました。

土木費、道路維持費、市道補修用資材三百万円は補
修用アスルト混合物、砂利、砂、シ型、シ型溝等であり

備品十五万八千円は道路舗装用乳剤散布機を購入し今後
補修をしようとするものである。道路新設改良費にみる

市道改良工事三百万円は柳通り五十番の排水工事及び能
川清水坂ミコシ小屋付近の舗装改修工事、都補助により市
道五二一号線松の湯前から水源に至る舗装側溝の追加工事

基地排水工事済みの銀座通りから青梅線までの舗装工
事等である。また補修費として基地排水工事のため地盤
沈下した牛浜の中村政一氏の補償料等である。交通安全
施設設置工事費として清水坂甲蓋緑石工事、市道
十四号線の内出十字路、熊川神社前のガードレール等の安全
施設工事である。都市計画費の公園整備費では青少年
遊び場対策費として都より工事費の三分の一、五十万円の
補助をもらい当初予算と合わせて七十五万円で九百五十八平
方メートル約三百坪のちびっ子広場を牛浜銀座通り横に
砂場、ブランコ、スベリ台、鉄棒、便所などを備えた公園
を築造しようとするものである。この開園補償として農事
組合地主に折衝を重ねてもらったが耕作物補償を含み、
今回六十万円を追加補正し八十万円で了解がつきとりあえず
五年間、期間使用することになった。ある等の説明があり、
質疑におうけは、前回建設委員会で指摘のあった公道整理
については、一年間に二十四件、三七路線、面積にいて四千

九百五十九平方メートルの整備が終っている。順調に整備が
進んでいるが、また横田基地内に相当数の赤線道路があり
基地内の道路も管理者は市長であり、この道路認定され
てない道路がどうしようになっているか、——、について、赤線
道路は国の所有であり管理は市長ということになっているが、
工作物等ができており道路としての形態はない。これについて
はいろいろは問題があり今後十分検討して答弁したい。こ
とであった。中村政一氏の補償は家屋を直すのが先決で、
その見積りと、本人の見積りがほとんど同額でその半分に程
度で話がつかう。今後問題を残さないように解決すべく
話が進んでいる。児童遊園地については、熱意により予
算措置ができたが、また福生市は児童遊園地が不足
している。今後設置について努力されたい。——、に
ついて適当な土地があれば是非やりたい。各町会で勤労奉
仕をして造成し補助を受けず管理を続けている公園に
市が基準を作った補助はできないか、——、について、社会福

社協議会により補助が出ていると思ふが、市の児童遊園地とどう公り施設として条例で規定しつけねばならず、廃止等につき問題となる。等の質疑があり、当委員会といひまゝでは原案を可決すべきものと決定し、次第であります。

何とぞご審議のうえご可決下さいませうと願ひたいとして報告いたします。

議長（末次性男君）次に厚生委員長 岩田博君。

（厚生委員長 岩田博君登壇）

。厚生委員長（岩田博君）ご指名によりまして審査報告をいたします。

審査報告

（議案審査報告書朗読）別添参照
本案審査についで補足説明を申し上げます。
当委員会の所管分については、福祉事務所、衛生課の順で担当者説明を求め進めまして。

福祉事務所関係について、民生費、社会福祉費では、児童保育、都補助金返還金二十万余円は、都から児童一人当り二十円の八割補助に充てているが年度末の出席状況により精算したための返還金で、同様に身体障害者の職業訓練、更生医療補装具、精神薄弱者措置等で精算による返還金である。老人福祉費では、家庭奉仕員の賃金の増額による差額賃金、条例化された一人三千円の二十五名分の老人福祉手当、精算により返還の老人家庭奉仕員、白内障手術の負担金、返還金、又福祉会館管理費でカーテンなど帳を防ぐ防煙加工代、変電所の改修等の工事代金である。児童福祉費では児童手当の算数による精算の国、都負担金の返還五十六万余円新規の病欠代替、保母一人一千四百六十円の九十日分の委託料、すなわち保育園の流し修繕等である。生活保護費では精算による国、都の扶助費負担金返還金三百四十一万円である。

衛生課関係については、塵芥処理費でダストボックス購入
八代五十個、単価二万二千円で百十万円の追加補正であ
る。——との説明があった。質疑に入り、ダストボックスは
昨年の暮れの調査ではまだ二百個ばかり必要と云うているが、
そのうち今回の五十個の購入を希望し、まだ百五十個ばかり
不足している。しかし、うち設置場所に苦勞するところがあ
る。今回川鍋組が二トント車を三トント車に変えている。こ
その分として五十個購入した。さらに百五十個ボックスを
必要とする場合は、川鍋組と交渉して、かう一台の収集車の三
トント車を購入してもらう必要がある。今後これらを検討
し、からボックス数を考へてほしい。ボックスの設置場
所が得られぬ場合の交渉は、各市の状況はほとんど市
が介入して、ボックスの欠点は設置場所が、すかーい
ことにある。現在地えとして、説得の得られぬ場所から準備を
進めている。収集については、隔日で青梅市において、設置
場所が得られぬ地域は引上げし、と聞く、ボックスの

耐用年数は十年といわれているが、場所によっては五年程度で
底に穴があき、しまうところである。ゴミ収集の注意事項
の看板は七百五十三カ所の停留所があり、首都美化活動費
で五百個購入して設置してあるが、約二百五十個ばかり不足し
ている。市としては、その不足分を優先して看板を立てて、早
く予算措置をして不足分を補いたい。収集の停留所は
十五世帯を標準として、三十五世帯にも及ぶところがあり、
今後十五世帯とするよう検討していく。停留所の看板の
広告、自治体として、一応辞退したが、今後検討はして、
いい。——、等の質疑があり、当委員会としては、原案を可決
すべきものと決定した次第であります。

何とぞご審議のうえ、ご可決下さるようお願いいたします。
報告いたします。

議長

(末次性男君) 次、飯称市民体育館建設特別委員
長大野行夫君

(飯称市民体育館建設特別委員長長大野行夫君登壇)

。仮称 市民体育館建設特別委員長（大野行夫君）ご指名により審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読）別添参照
なお補足説明をさせていただきます。

初めに現在の市民体育館の進捗状況でございますが、皆様方の多大なるご支援をいただきまして事故もなく順調に進んでおります。現在屋根の鉄骨が終り屋根の防水工事に着手してあります。内容的には内部の一部は仕上げ等も進んでいる現状になっております。まず冒頭にそのことを報告させていただきます。

本委員会に付託されましたこの予算につきましては、文部補助金として四百三十万円の国庫補助が付けられております。このたびは一千万円に増額になっております。その内容の検討でございます。各委員からこの間の数回の問題が提出されてこの補正予算について、財源の振り替であり一般会計より国庫支出金に五百八十万円の残額を替えたという内容でございます。

ますので、審議をそのよう内容で進めたいわけでございます。委員会の決定でありご可決あらんことをお願いいたしまして、簡単ではございますが補足説明とさせていただきます。

議長（末次性男君）以上で各委員長の審査報告は終了いたします。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（質疑なしと呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）以上で質疑を終ります。

十一番（伊東忠次郎君）この際動議を提出いたします。

この議題についてあります議案第六十六号については討論を省略し委員会報告とあり決定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）この伊東忠次郎君から所定の賛成を得て本案は討論を省略し委員会審査報告であり可決されたい旨の動議が提出されましたが本動議のとおり決すこと異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

議長 (末次性男君) ご異議ありと認めます。ようし議案第六十六号昭和四十七年度福生市一般会計補正予算第三号の委員会審査報告のとおり可決されよう。

議長 (末次性男君) これより十一時五十分まで休憩いたします。

午前十一時五十分休憩

午前十一時 五分 開議

議長 (末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第四議案第六十四号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算 第一号を議題といたします。

本業については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 岩田博君登壇)

厚生委員長 (岩田博君) ご指名により、審査報告いたします。

福生市議会

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本業について補足説明を申し上げます。

担当課長の説明を求め、それによると、今回の補正は前年度の繰越金、医療費の伸びによるもの、外国人加入に伴う関連経費で、一千五百七十八万四千円を追加し、歳入歳出総額を二億二千六百六十五万二千円としようとするものである。

まず歳入は保険料 百二十三万余円は補助決定による増と、外国人の保険料である。国庫負担金のうち療養給付金四百二十万余円は医療機関の手元に入る総額の交付金として一億九百三十万余円は見込みとして当初予算に計上した残りの分と追加補正したものである。

過半分として、今回四百五十六万余円の減額は、四十六年度中に一〇二%の交付がなされ、これを減額しようとするものである。

その他前年度の繰越金である。

一方歳出のほうは、総務費、一般管理費で、電動加算器、ケミカルライターの購入費である。

保険給付費の療養給付費一千二百三万余円は当初と合わせて二億三百三十一万余円となり、総医療費の七〇％に及び、これには外国人の経費として六十四万余円が入っている。

償還金及び還付金二百五十万余円は四十六年度五〇％以上の交付であり、国の分二百四十七万余円、都の分約九万余円の返還金である。

予備費は、数値整理のため補正したものである。——との説明のあと質疑に入り、国庫負担金の交付率一〇二％とつた理由は、国の負担金の請求時期が、毎年一月に請求とつてあり、

この医療費の確定は十一月分までであり、十二月から三月までは推定を請求するため、この差が生じた。

繰越金四

福生市議会

十五年度、一千四十五万余円に対し、四十六年度一千四百八十二万余円と増額になった理由は、医療費の伸びが当初の予定より少なかったこと。保険料の限度額が五万円から八万円になったというのが原因である。一般会計からの繰入金については、四十五年二百五十万円、四十六年度は、五十万円多い三百万円である。——等の質疑があり、当委員会としては、原案を可決すべきものと決定した次第であります。何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願いいたします。お願いたしましたして報告とします。

議長（末次性男君）以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

十一番（伊東忠次郎君）この際勅議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第六十七号については討論を省略し、委員会報告により決定されんことを望みます。（賛成と叫ぶ者あり）

議長（末次性男君） おはかりいたします。 たゞいま伊東忠次郎君から

所定の賛成者を得て 本案は討論を省略し、委員会審査報告
により可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおりに決す
ることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。 よって議案第六十七号昭和
四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算第一号は委員長審査
査報告により可決されました。

議長（末次性男君） 日程第五議案第六十八号 昭和四十七年度福生市水

道事業会計補正予算第一号を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委
員長から報告願います。

（厚生委員長 岩田博君登壇）

○厚生委員長（岩田博君） ご指名によりまして、審査報告いたします。

（議案審査報告朗読） 別添参照

本案を審査について補足して説明申し上げます。

担当課長より説明を求め、それによると、収益的収入及び支出で、収入は変更な
く、支出において水道事業費用として 百四十五万余円、これは営業費用で
三多摩分水受水費において実績により 多少のワクを残して 二万七千六百立
方メートル、五十二万余円を減額した。有形固定資産減価償却費六十
八万四千円は、当初総額が確定せず概算により計上したが、今回確定した
実数に基づき減額したわけである。営業外費用において 二十四万余円の
減額は、企業債の支払利息が 三月一日となっているが、借入期日が三月二十日
後に延び、その間の利息が不要となったものである。資本金的収入及び、
支出における収入七百四十二万余円は、工事負担金で、一般会計から繰り入
れとなる。消火栓設置工事負担金七十万円、全協等で説明のあった、
吾市街道、その他に配水管を埋設する日本住宅公団の団地建設のための
水道工事の住宅公団の負担金六百七十一万余円で、これに対する支出は日本
住宅公団関係配水管埋設工事五百八万円で、この工事金は二、二、一九〇五線
等、すでに予算措置がなされているものを除いたものである。消火栓設置
工事については、同額の七十万円で、これは資本金的収入額が資本金的

支出額に対する不足額の四千二百十九万余円は、当年度損益勘定留保資金三千八百六十三万余円、建設改良積立金一千三百五十六万余円で補てんするものであるとの説明があった。

質疑におきまして、工事請負で水道工事は、協定値段があると聞くが。――、に
つて、本管工事については工事単価は指定せず、設計をし、入札をして請
負させている。ただ家庭用の引き込みについては指定工事店に対し、市が一
定の基準を決めさせている。これについては近隣市町村と共に土木事につ
ての単価としている。材料費については各会社から見積りを取り、その割
程度としているが、そのほかに水道工事は検査手数料が市の収入になり、それ
が五割程度加算になる。近隣はすべてこの方法を取っている。もちろん、舗
装と砂利道とは設計内容をチェックして施工させている。メーター移設の
場合の経費等については、本人負担となるが、基準に基づいて工事費を算定
し、それを業者に施工させることになる。この経費は場町によって異なり、簡単
なものでも一万円程度、中には十数万円もかかるものもある。――、その説明があった。
当委員会としては原案を可決すべきものと決定した次第であります。
何とぞご審議の上、ご可決くださるようお願い申し上げます。報告といた

します。

議長（末次性男君）以上で委員長の審査報告は、終わりました。

これより委員報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）以上で質疑を終わります。

十一番（伊東忠次郎君）この際、動議を提出いたします。

たゞいま議題となっております、議案第六十八号については、討論を、
省略し委員会報告とおり決定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）おわかりいたしました。たゞいま伊東忠次郎君から所定の

賛成者を得て、本案は討論を省略し、委員会審査報告とおり可決
されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおりに決するこゝに
ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君）ご異議なしと認めます。よって、議案第六十八号

昭和四十七年度福生市水道事業会計補正予算第一号は、委員会